

佐賀県「現場環境改善費試行要領」

1 目的

将来にわたり、社会資本の整備を安定的継続していくためには、建設産業において、若手技術者、女性技術者等担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、佐賀県では、『佐賀県「現場環境改善費試行要領」』（以下、要領という。）を定め、現場環境の改善を図ることとする。

2 試行対象工事

対象工事は、原則、県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事とする。ただし、以下工事については、本要領の対象外とする。

- 1) 営繕工事
- 2) 維持管理工事で実施が困難な工事
- 3) 効果が期待できないと判断される工事
- 4) その他発注者が現場環境改善の実施が困難と判断される工事

なお、試行対象工事は、特記仕様書に現場環境改善費試行工事であることを明示する。

3 実施内容

(1) 受注者による現場環境改善実施の判断

受注者は、現場環境改善項目の実施を希望する場合、工事打合せ簿にて協議することとする。

(2) 実施内容の決定

現場環境改善を実施する場合、受注者は、県土整備部、地域交流部発注工事では国土交通省「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」（別紙1）の別表、農林水産部発注工事のうち農業土木工事では農林水産省「工事における現場環境改善費の積算要領について」

（別紙2）の別表、森林土木工事では林野庁「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」（別紙3）の表5-2の内容のうち、計上費目毎に1内容ずつの合計4つの内容を選定することを基本とするが、現場の状況に応じ計上費目を1減じ、3計上費目毎に1又は2内容の合計4つの内容選定でも可能とする。

なお、選定した実施内容は、施工計画書に記載することとする。また、受注者は具体的な実施内容、規模、期間、概算費用等について事前に監督員と協議し、工事打合せ簿で監督員の承認を得ることにより、実施することができる。

(3) 実施報告

受注者は、現場環境改善の実施について、監督員に資料の提示又は現地立会による確認を受けたのち、検査資料に添付する。

(4) 変更協議

施工計画書に記載した実施内容について、実施が困難となった場合は、「(2) 実施内容の決定」に基づき実施内容を変更することができる。

なお、実施内容を変更する場合は、工事打合せ簿で監督員の承認を得ることとする。

(5) 費用の計上

「(3) 実施報告」により全ての実施項目の履行が確認できた場合には、設計変更にて経費の計上を行う。

なお、本要領に基づき実施した内容については、成績評定の加点対象とはしない。

(6) 現場環境改善の中止

現場状況の変化等により「(2) 実施内容の決定」に基づき実施内容を選定できない場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

なお、現場環境改善の不実施を理由とした成績評定の減点は行わない。

4 積算の方法

(1) 積算基準

現場環境改善費の積算については、県土整備部、地域交流部発注工事では国土交通省「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」(別紙1)に基づき行う。農林水産部発注工事のうち農業土木工事では農林水産省「工事における現場環境改善費の積算要領について」

(別紙2)に基づき行い、森林土木工事では林野庁「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」(別紙3)に基づき行う。

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用計上

熱中症対策・防寒対策に関する費用の積算については、以下の点に留意して、工事毎の費用を適切に計上するものとする。

<留意事項>

①熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

②購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

③施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

5 その他

受注者は、工事完了後、県において、現場環境改善に係る追跡調査等を実施する際は、調査に

協力を行うこと。

附則（H12.6.2 企指第 150 号）

附則（H30.10.18 建設技第 1398 号）

附則（R2.7.6 建設技第 521 号）

本要領は、令和 2 年 7 月 30 日以降に公告する工事から適用する。

附則（R7.6.6 建設技第 604 号）

本要領は、令和 7 年 7 月 30 日以降公告される工事から適用する。

附則（R8.4.7 建設技第 49 号）

本要領は、令和 8 年 4 月 30 日以降公告される工事から適用する。

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

第1 目的

本要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

第2 対象となる現場環境改善費

別表のとおり

第3 適用の範囲

周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。但し、工事内容により実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

第4 積算方法

1. 基本的な考え方

- (1) 現場環境改善費に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。
- (2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、第4. 2. (1)の算出式により算出される現場環境改善費の100%を上限とする。なお、工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積み上げ計上することができるものとする。
- (3) 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または見積もり等を参考に適切に計上するものとする。

2. 積算方法

- (1) 算出方法は以下のとおりとする。

算 出 式

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

i：現場環境改善費率（単位：%，小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

α : 積み上げ計上分 (単位 : 円, 1000円未満切り捨て)

- (2) 率に計上されるものは、別表の内容のうち原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。
- (3) 積み上げ計上分 (α) に計上されるものは、第4.1.(2)の「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び第4.1.(3)の「率分で計上することが適当でない」と判断されるものの費用である。
- (4) なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- (5) 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

第5 設計変更について

条件明示（積み上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

第6 適用

本要領は令和8年4月1日から適用する。

[別表]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境負荷の低減 3. ICT設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

○工事における現場環境改善費の積算要領について

令和2年4月1日 元農振第3705号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

一部改正 令和4年4月1日 3農振第2713号
令和5年3月29日 4農振第3585号
令和6年3月28日 5農振第3163号
令和7年3月27日 6農振第2804号
令和8年3月27日 7農振第3133号

土地改良事業等の工事を実施するに当たって、関係農家との調整、周辺住民への生活環境への配慮及び現場労働者の作業環境の改善を図るために、工事における現場環境改善費の積算要領を別紙のとおり定めたので、適切に対応されたい。

別紙

工事における現場環境改善費の積算要領

1 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費
別表のとおり。

3 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

4 積算方法

(1) 基本的な考え方

ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。

また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認する。

ウ 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot H + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

H：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：H		現場環境改善費率：i（％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot H^{-0.3520}$
	5億円を超える場合	0.34

イ 率に計上されるものは、別表の内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、4（1）イの「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び4（1）ウの「現場環境改善費率で計上することが適当でない」と判断されるものの費用」である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

5 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

6 特別仕様書等への記載について

特別仕様書には別紙2の記載例を参考として記載する。

7 適用

本通知は、令和8年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

【別表】

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	昇降設備の充実 環境負荷の低減 I C T設備の充実 作業負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設の充実 盗難防止対策 健康関連施設の充実 野生生物・害虫対策等
地域連携	広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

(特別仕様書記載例)

第〇章 その他

○ 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化 (交通誘導警備員待機室を含む) ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等 (完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) ②見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・管理運営等含む) ③社会貢献・地域対策費等 (農家との調整、地域行事等の経費含む) ④現場景観向上 (美装化・デザイン看板等)

- (3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。
- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて (平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13 林野庁指導部長・国有林野部長通知)
一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後		改 正 前													
<p>森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い</p> <p>5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 積算方法</p> <p>ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。</p> $K = i \cdot P + \alpha$ <p>ただし、K：現場環境改善に要する費用 (単位：円、1,000 円未満切り捨て)</p> <p>i：現場環境改善率は、表 5-1 による。 (単位：%、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)</p> <p>P i：対象額 (直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額) なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。</p> <p>α：積上げ計上分 (単位：円、1,000 円未満切り捨て)</p>		<p>森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い</p> <p>5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 積算方法</p> <p>ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。</p> $K = i \cdot P + \alpha$ <p>ただし、K：現場環境改善に要する費用 (単位：円、1,000 円未満切り捨て)</p> <p>i：現場環境改善率は、表 5-1 による。 (単位：%、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)</p> <p>P i：対象額 (直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額) なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。</p> <p>α：積上げ計上分 (単位：円、1,000 円未満切り捨て)</p>													
<p>表 5-1 現場環境改善費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額：P i</th> <th>現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市 市街地</td> <td>左記以外</td> </tr> <tr> <td>直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 (略)</td> <td>$i = 45.9 \times P i^{0.175}$ $i = 32.5 \times P i^{0.202}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p>		対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)	大都市 市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 (略)	$i = 45.9 \times P i^{0.175}$ $i = 32.5 \times P i^{0.202}$	<p>表 5-1 現場環境改善費率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額：P i</th> <th>現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市 市街地</td> <td>左記以外</td> </tr> <tr> <td>直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 (略)</td> <td>$i = 56.6 \times P i^{0.175}$ $i = 39.9 \times P i^{0.201}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p>		対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)	大都市 市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 (略)	$i = 56.6 \times P i^{0.175}$ $i = 39.9 \times P i^{0.201}$
対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)														
大都市 市街地	左記以外														
直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 (略)	$i = 45.9 \times P i^{0.175}$ $i = 32.5 \times P i^{0.202}$														
対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)														
大都市 市街地	左記以外														
直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額 (略)	$i = 56.6 \times P i^{0.175}$ $i = 39.9 \times P i^{0.201}$														
<p>(イ) 率に計上されるものは、表 5-2 の内容のうち原則として、計上費目 (仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携) <u>ごと</u>に 1 内容ずつの合計 <u>4</u> つの内容を基本とした費用である。</p> <p>また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。</p> <p>(ウ) 積上げ計上分 (α) に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないことと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。</p> <p>なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の 100% を上限とする。 <u>また、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。</u></p> <p>(エ) ~ (カ) (略)</p>		<p>(イ) 率に計上されるものは、表 5-2 の内容のうち原則として、<u>各</u>計上費目ごと (仮設備関係、安全関係、営繕関係、<u>地域連携</u>) に 1 内容ずつ (いずれか 1 費目のみ 2 内容) の合計 <u>5</u> つの内容を基本とした費用である。</p> <p>また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。</p> <p>(ウ) 積上げ計上分 (α) に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないことと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。</p> <p>なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の <u>50%</u> を上限とする。</p> <p>(エ) ~ (カ) (略)</p>													

イ 設計変更については、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P.i）の變動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（a）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表5-2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） 昇降設備の充実 昇降設備の充実 環境対策の充実 ICT設備の充実 作業負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> 工事標識・照明等安全施設の<u>充実</u> 盗難防止対策 健康関連施設の<u>充実</u> 野生生物・害虫対策等
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の<u>充実</u> （削る。） 現場休憩所の<u>充実</u>（<u>交通誘導警備員待機室を含む</u>） 衛生設備・厚生施設の充実等
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> （削る。） （削る。） （削る。） （削る。） 広報活動等（<u>完成予想図</u>、<u>パンフレット</u>、<u>工法説明</u>、<u>PR看板等</u>） 見学会・イベント等の開催（<u>見学施設等設置</u>・<u>運営管理等含む</u>） （削る。） （削る。） <u>社会貢献</u>・<u>地域対策費等</u>（<u>地域行事等の経費を含む</u>。） （削る。） <u>現場景観向上</u>（<u>美装化</u>・<u>デザイン看板等</u>）

6 山間僻地について

設計積算要領「第9請負工事費の積算基準」の「表6-6 地域補正の適用」及び「表6-21 地域補正の適用」における「山間僻地」は、各表の(注)書きに規定する内容のほか、次のいずれかに該当する地区とする。

- (1) (略)
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条、第3条、第31条、第41条、第42条及び第43条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から最寄り市町村役場の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)

イ 設計変更については、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P.i）の變動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（a）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表5-2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> 用水・電力等の供給設備 緑化、花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減 （新設） （新設）
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> 工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（<u>電光式標識等</u>） 盗難防止対策（<u>警報機等</u>） （新設） （新設）
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舍の快適化 デザインボックス（<u>交通誘導警備員待機室</u>） 現場休憩所の快適化 健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む。） （新設） 見学会等の開催（<u>イベント等の実施含む。</u>） 見学所（<u>インフォメーションセンター</u>）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 地域対策費等（<u>地域行事等の経費を含む。</u>） 社会貢献 （新設）

6 山間僻地について

設計積算要領「第6請負工事費の積算基準」の「表6-6 地域補正の適用」及び「表6-21 地域補正の適用」における「山間僻地」は、各表の(注)書きに規定する内容のほか、次のいずれかに該当する地区とする。

- (1) (略)
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条及び第3条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区(工事の施工場所から最寄り市町村役場の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)

7 労務単価の補正

労務単価を補正する場合は、該当するすべての補正を乗じた金額の1円未満を切り捨てし、円止めとする。

- (1) (略)
- (2) 冬期補正について
ア・イ (略)
- ウ 補正上の留意事項
(ア) (略)
- (~~ウ~~) (略)
- (イ) (略)
- (3) ~ (5) (略)

10 適切な工期の設定について

設計積算要領第9工期の設定については、次により取り扱うものとする。

- (1) 適切な工期の設定の取扱いについて
ア (略)

表 10-1 準備期間及び後片付け期間

工種区分	準備期間	後片付け期間
河川工事	40日	20日
河川・道路構造物工事	40日	20日
治山・地すべり工事	30日	10日
海岸工事	30日	10日
森林整備A	30日	10日
森林整備B	20日	10日
道路工事	30日	10日
鋼橋架設工事	90日	20日
PC橋工事	70日	20日
舗装工事	50日	20日
橋梁保全工事	60日	20日
道路維持工事	50日	20日
トンネル工事	80日	20日

(注) (略)

イ・ウ (略)

エ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とする。「天候等による作業不能日」は、①1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日、②8時から17時までのWBG T値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去5か年の気象庁及び環境省のデータにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。ただし、雨休率を設定する際は、「休日」と「天候等による作業不能日」を重畳して設定しないよう注意する。

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法

例：令和7年の全国の気象データから算出した雨休率：0.74

雨休日数＝施工に必要な実日数（100日）×雨休率0.74＝74日

※本計算はあくまで算出例であるため、雨休率は現場に応じて算出する。

オ～キ (略)

7 歩掛の補正

標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項」という。）3に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 冬期補正について
ア・イ (略)
- ウ 補正上の留意事項
(ア) (略)
- (イ) 補正後の労務単価は、円未満を四捨五入し、円止めとする。
- (ウ) (略)
- (3) ~ (5) (略)

10 適切な工期の設定について

設計積算要領第9工期の設定については、次により取り扱うものとする。

- (1) 適切な工期の設定の取扱いについて
ア (略)

表 10-1 準備期間及び後片付け期間

工種区分	準備期間	後片付け期間
河川工事	40日	20日
河川・道路構造物工事	40日	20日
治山・地すべり工事	40日	15日
海岸工事	40日	15日
森林整備A	30日	15日
森林整備B	20日	10日
道路工事	40日	15日
鋼橋架設工事	90日	20日
PC橋工事	70日	20日
舗装工事	50日	20日
橋梁保全工事	60日	20日
道路維持工事	50日	20日
トンネル工事	80日	20日

(注) (略)

イ・ウ (略)

エ 雨休率における「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とする。「天候等による作業不能日」は、①1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日、②8時から17時までのWBG T値が31以上の時間を足し合わせた日数（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）とし、過去5か年の気象庁及び環境省のデータにより地域毎の年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良いものとする。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。ただし、雨休率を設定する際は、「休日」と「天候等による作業不能日」を重畳して設定しないよう注意する。

雨休率を見込んだ雨休日数の算出方法

例：令和3年度の東京における気象データから算出した雨休率：0.77

雨休日数＝施工に必要な実日数（100日）×雨休率0.77＝77日

オ～キ (略)

ク 不稼働日のうち工事抑制期間については、キによるものに加え、下記の日数を加算するものとする。なお、本項により日数を加算した場合は、入札説明書及び特記仕様書に当該工期が工事抑制期間を含めた工期であること及びそれに伴う条件や実績について明記するものとする。

- (ア) 特有の条件により工期設定を行う必要があり、その条件を考慮した日数
- (イ) 地域の実態により施工できない期間や規制による作業量の低下等を加味した日数
- (ウ) (ア) (イ) 以外の事情により確保しなければならぬ日数

ク (略)

ク 施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、表 10-2 又は表 10-3 を工期設定の参考とすることができる。

なお、この実日数には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含まない。
 工期は 4 週 8 休を前提としているが、その他の就労形態を前提とする場合は、次の補正係数で表 10-2 及び表 10-3 を参考として算出された工期を除いて得た値（小数点以下は切り上げ、整数止め）を用いる。

就労形態	補正係数
4 週 4 休	1.20
4 週 5 休	1.15
4 週 6 休	1.10
4 週 7 休	1.05

表 10-2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）

直接工事費	施工に必要な実日数（参考）	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
3,000 千円以下	38	32
5,000 "	46	42
10,000 "	56	57
15,000 "	66	73
20,000 "	74	86
30,000 "	83	101
40,000 "	92	119
50,000 "	100	134
60,000 "	107	147
80,000 "	115	165
100,000 "	125	186
150,000 "	138	216
200,000 "	154	254

備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
 2. 200,000 千円超の場合等については、次の算定式により施工に必要な実日数を算定することができる。

$$\text{海岸等平地部} \cdots T = 0.3735 \times P \cdot 0.3173$$

$$\text{山間部} \cdots T = 0.0325 \times P \cdot 0.4725$$

T：施工に必要な実日数 P：直接工事費

3. 本表は準備期間、後片付け期間及び不稼働日を加味していないため、準備期間等については別途計上することとする。

(新設)

ク 施工に必要な実日数の設定が困難な場合は、表 9-2 又は表 9-3 を工期設定の参考とすることができる。

なお、この工期には、準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む。
 工期は 4 週 8 休を前提としているが、その他の就労形態を前提とする場合は、次の補正係数で表 9-2 及び表 9-3 の工期を除いて得た値（小数点以下は切り上げ、整数止め）を用いる。

就労形態	補正係数
4 週 4 休	1.20
4 週 5 休	1.15
4 週 6 休	1.10
4 週 7 休	1.05

表 10-2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）

直接工事費	工期	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
3,000 千円以下	102	116
5,000 "	121	136
10,000 "	144	161
15,000 "	167	186
20,000 "	185	204
30,000 "	204	224
40,000 "	225	246
50,000 "	242	264
60,000 "	256	279
80,000 "	274	297
100,000 "	295	318
150,000 "	323	347
200,000 "	356	380

備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
 2. 200,000 千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。

$$\text{海岸等平地部} \cdots T = 1.6 \times P \cdot 0.2850$$

$$\text{山間部} \cdots T = 2.3 \times P \cdot 0.2702$$

T：工期 P：直接工事費

(新設)

表10-3 林道事業（保安林管理道等開設・改良工事を含む。）

直接工事費	施工に必要な実日数 (参考)
300 千円以下	9
500 "	12
800 "	15
1,000 "	18
1,500 "	22
2,000 "	28
3,000 "	37
5,000 "	49
8,000 "	61
10,000 "	74
15,000 "	91
20,000 "	107
25,000 "	121
30,000 "	140
40,000 "	163
50,000 "	184
60,000 "	214
80,000 "	249
100,000 "	282

備考 1. 100,000千円超の場合等については、次の算定式により施工に必要な実日数を算定することができる。

$$T = 0.0033 \times P^{\wedge} 0.6136$$

T：施工に必要な実日数 P：直接工事費

2. 本表は準備期間、後片付け期間及び不稼働日を加味していないため、準備期間等については別途計上することとする。

(2) (略)

11 通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする

(略)

(1)・(2) (略)

(3) その他

ア・イ (略)

ウ ICT活用工事においてネットワーク型RTK・GNSS等を使用する場合は、情報共有システム、建設キャリアアップシステムを活用する場合には、通信環境の整備が必要となる際は、(1) イに準じて取り扱うことができるものとする。

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。

表10-3 林道事業（保安林管理道等開設・改良工事を含む。）

直接工事費	工期
300 千円以下	52
500 "	67
800 "	78
1,000 "	87
1,500 "	97
2,000 "	109
3,000 "	122
5,000 "	142
8,000 "	166
10,000 "	185
15,000 "	206
20,000 "	230
25,000 "	250
30,000 "	267
40,000 "	289
50,000 "	314
60,000 "	335
80,000 "	362
100,000 "	393

備考 1. 100,000千円超の場合等については、次の算定式により工期を算定することができる。

$$T = 1.0 \times P^{\wedge} 0.3264$$

T：工期 P：直接工事費

(新設)

(2) (略)

11 通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする

(略)

(1)・(2) (略)

(3) その他

ア・イ (略)

ウ ICT活用工事においてネットワーク型RTK・GNSS等を使用する際は、通信環境の整備が必要となる場合は、(1) イに準じて取り扱うことができるものとする。

